

市営住宅用途廃止、建替え等に伴う家賃の減額に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市営住宅条例第15条、浜松市営住宅の既存入居者の移転に伴う取扱要綱第10条第3項による家賃の減額を行うことにより既存入居者の移転等を円滑に行い、老朽化した市営住宅の建替え、用途廃止等を効率よく推進し、市営住宅の円滑な運営と管理を目的とする。

(対象団地)

第2条 本要領の適用は、浜松市営住宅ストック総合活用計画などにより、用途廃止、建替えを計画した団地を対象とし、別表1に掲げるものとする。

(家賃)

第3条 計画対象団地に入居している者の移転後の住宅使用料については、移転後3年間は収入分位に応じた従前住宅の使用料を徴収する。

2 移転後3年経過した場合は、新たに入居した住宅の使用料の額から従前住宅の最終の使用料の額を控除した額に次の表に定める入居期間(移転後3年を経過した時点から起算)の区分に応じてそれぞれ定める率を乗じた額を減額するものとする。

入居期間	率
1年以下の場合	6分の5
1年を超え2年以下の場合	6分の4
2年を超え3年以下の場合	6分の3
3年を超え4年以下の場合	6分の2
4年を超え5年以下の場合	6分の1

3 移転時において、収入超過者の場合は1項を適用せず移転後1年目から起算して2項の減額を適用する。

4 移転時において、高額所得者であった場合は、前2項は適用しない。

5 移転時に入居していた者が退去等した場合で、移転時に同居していた者への入居承継が承認された場合は前3項を適用する。

(収入区分)

第4条 この要領に基づき移転する者については、移転後3年間は公営住宅法の経過措置を準用するが、4年目以降は経過措置によらないものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

西区 篠原団地

天竜区 皆原団地

平沢団地

佐久間災害住宅

川合団地

半場団地

神妻団地